

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者 にかかる国民健康保険税の減免に関するQ & A

沖縄県 うるま市

市民部 国民健康保険課

令和3年7月1日作成

質問の一覧

1. 申請について	ページ
Q1-1 減免申請書はどこで入手できますか3
Q1-2 減免申請はどこで受付していますか3
Q1-3 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか3
Q1-4 令和3年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか3
Q1-5 令和2年中の収入について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか3
Q1-6 いつの分から減免になりますか3
Q1-7 申請する時期で減免の期間が変わりますか3
Q1-8 申請の期限はありますか3
2. 減免の要件について	
Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか4
Q2-2 新型コロナウイルス感染症の影響により死亡したことはどのように確認しますか4
Q2-3 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか4
Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか4
Q2-5 収入の種類ってなんですか4
Q2-6 「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みますか4
Q2-7 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少しましたが、不動産収入については、減少せず、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上には達しません。この場合は減免の対象になりますか4
Q2-8 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や県から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含みますか5

- 事業収入について前年比10分3以上ののですが、令和2年中は必要経費の額が多く、事業所得は0(ゼロ)となっていました。この場合、減免の要件に当てはま
 Q2-9 りますか5
- 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にか
 Q2-10 かる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それ
 も含めますか5
- 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をし
 Q2-11 たあとの額ですか、また純損失・雑損失の繰越控除や住居用不動産の買い換え
 等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか5
- 「減少した収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年
 Q2-12 の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の4種類が
 あり、「減少した収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となりますか。そ
 れとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか5

3. 減免の対象となる保険税について

- 令和3年5月に、「令和3年度国民健康保険税(令和元年度分)」と書かれた納税
 Q3-1 通知書が届きました。納期限が令和3年6月1日となっていますが、これについ
 ては減免の対象となりますか5
- うるま市の国民健康保険に加入する手続きを令和3年5月に行い、令和2年12
 Q3-2 月まで遡って国保に加入しました。今回月に初めて納税通知書が届き、12月以
 降分の保険税が令和3年6月30日の納期限となっています。この場合、減免の
 対象になりますか5
- Q3-3 減免が決定するまで保険税を払わなくてもいいですか6
- Q3-4 年度途中で転出した場合、減免はどうなりますか6
- Q3-5 年度途中で新しく加入者が増えた場合、減免はどうなりますか6

4. 減免の金額について

- Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか6

5. お問い合わせ

- Q5-1 問い合わせする場合は、どこへ連絡すればよいですか6

1. 申請について

Q1-1 減免申請書はどこで入手できますか

(回答) うるま市公式ホームページからダウンロードすることが可能です。インターネット上から印刷できる環境がない場合は、お電話いただければ郵送で申請書をお送りいたします。
(Q5-1.お問い合わせに掲載しています。)

Q1-2 減免申請はどこで受付していますか

(回答) 国民健康保険課の窓口で受け付けております。(本庁舎東棟1階⑦番窓口)
石川出張所・与那城出張所・勝連出張所では受け付けておりませんので、ご注意ください。

Q1-3 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。

(回答) 郵送による申請は可能ですが、オンラインによる申請は受け付けておりません。郵送での申請をご希望される方は、申請の記入や提出書類があるかなど十分ご確認のうえ、申請してください。なお、提出の書類不備や未記入がある場合は、減免の不承認となる場合がありますので、ご注意ください。

Q1-4 令和3年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか

(回答) 令和3年度の国民健康保険税納税通知書は、令和3年7月上旬に発送予定となっております。減免については、納税通知書がお手元に届いてから申請してください。

Q1-5 令和2年中の収入について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか

(回答) 今回の減免の要件であります、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和2年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。恐れ入りますが、確定申告をされてからご申請いただきますようお願いいたします。また、同一世帯内に18歳以上の未申告者がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、ご申告をしていただいてから減免の申請をしてください。

Q1-6 いつの分から減免になりますか

(回答) 減免の対象期間(納期)は、つぎのとおりです。

●令和3年度分 ⇒ 令和3年4月分から令和4年3月分
(通常の対象納期: 第1期～第8期)

Q1-7 申請する時期で減免の期間が変わりますか

(回答) 変わりません。
申請期間内、いつ申請しても令和3年4月分から令和4年3月分のうち加入期間分が減免となります。

Q1-8 申請の期限はありますか

(回答) 申請は令和4年3月31日までをお願いいたします。
減免を希望される場合は、まずはお電話にてご相談ください。

2. 減免の要件について

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか

(回答) この減免における「主たる生計維持者」とは、国民健康保険の世帯主(納税義務者)となります。また、国民健康保険の被保険者ではない世帯員が減収した場合は、新型コロナウイルス感染症による収入減少に伴う国民健康保険税の減免対象となりません。

Q2-2 新型コロナウイルス感染症の影響により死亡したことはどのように確認しますか

(回答) 医師の診断書やPCR検査結果書等により確認いたします。

Q2-3 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか

(回答) 1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書等により確認いたします。

Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか

(回答) 新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します。新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇や令和元年中の離転職が原因である場合等)を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-5 収入の種類ってなんですか

(回答) 確定申告書の「収入金額等」の区分のことで、下記のような種類があります。このうち、今回収入が減少しているとして減免申請できるのは左側の4つとなります。

・事業(営業等、農業)	・利子
・不動産	・配当
・山林	・雑(公的年金等、その他)
・給与	・総合譲渡(短期、長期)
	・一時
	・分離課税(一般株式等の譲渡など)
	・退職

Q2-6 「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みますか

(回答) 含みません。
「減少した収入」として算定するのは、上記の左側の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかであり、その他は対象ではありません。

Q2-7 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少しましたが、不動産収入については、減少せず、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上には達しません。この場合は減免の対象になりますか

(回答) 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば、対象となります。四つの収入のうち、他の収入についても前年比10分の3以上の減少である場合のみ、その収入についても合計します。

Q2-8 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や県から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含まれますか

(回答)

国や県から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

Q2-9 事業収入について前年比10分3以上、減少したのですが、令和2年中は必要経費の額が多く、事業所得は0(ゼロ)となっていました。この場合、減免の要件に当てはまりますか

(回答)

要件には当てはまりますが、所得0の場合は、減免額の計算において、前年の所得額をかける関係で減免額が0となるため、本減免の申請は対象となりません。

Q2-10 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含まれますか

(回答)

はい、含めます。

「前年の所得の合計額」は、前年のすべての所得を合計した金額です。

Q2-11 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また純損失・雑損失の繰越控除や住居用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの額ですか

(回答)

「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第314条の2第1項に規定する各種控除については、控除する前の金額です。なお、地方税法第314条の2第2項に規定する基礎控除(33万円)についても控除する前の額です。また、地方税法第313条第8・9項に規定する純損失・雑損失の繰越控除や租税特別措置法に規定する居住用不動産の買い換え等に係る特別控除等の特別控除については控除した後の額となります。

Q2-12 「減少した収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の4種類があり、「減少した収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となりますか。それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか

(回答)

その場合、不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額を指します。

3. 減免の対象となる保険税について

Q3-1 令和3年5月に、「令和3年度国民健康保険税(平成30年度分)」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和3年6月1日となっていますが、これについては減免の対象となりますか

(回答)

対象になりません。

減免の対象となる年度は、令和3年度となります。令和2年度以前の分につきましては、納期限が令和3年6月以降に設定されていたとしても今回の減免の対象とはなりません。

Q3-2 うるま市の国民健康保険に加入する手続きを令和3年5月に行い、令和2年12月まで遡って国保に加入しました。今回6月に初めて納税通知書が届き、12月以降分の保険税が令和3年6月30日の納期限となっています。この場合、減免の対象になりますか。

(回答)

対象になりません。

国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われていることが定められています。

Q3-3 減免が決定するまで保険税を払わなくてもいいですか

(回答)

減免決定通知書が届くまでに納期が到来する保険税は、納期限までに納付していただく必要があります。ただし、納付困難な場合は、必ず、ご相談ください。減免決定後に払い過ぎとなっていれば、還付します。

Q3-4 年度途中で転出した場合、減免はどうなりますか

(回答)

転出する前月までの保険税は、うるま市で減免します。転出後の保険税については、転入先の市町村にご相談ください。

Q3-5 年度途中で新しく加入者が増えた場合、減免はどうなりますか

(回答)

お子様が生まれた場合や、ご家族の方が国保加入になったなど年度途中での加入者が増えた場合、国民健康保険税は月割で計算し、加入者が増えた分も含めて減免の算定することになります。

4. 減免の金額について

Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか

(回答)

決まりません。
減免される金額は、減少割合ではなく、保険税計算のもととなった所得額に対する減少した収入に係る所得の比率と、納税義務者の前年の所得の合計額によって決まります。

5. お問い合わせ

Q5-1 問い合わせする場合は、どこへ連絡すればよいですか

(回答)

うるま市役所 本庁舎東棟1階⑦窓口
国民健康保険課賦課資格係 ☎098-973-3202
